

第24期 軽井沢町農業委員会 第8回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第8回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	皆様には日頃より委員としての活動にご尽力いただき、感謝申します。ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。なお、時節柄、体調にご留意いただき農業委員会活動に当たっていただきたい。本日は町側より、地域整備課及び教育委員会からそれぞれ皆様にご説明する事案がございますことをご了承ください。農業農村支援センターの戸谷補佐は本日、欠席の連絡を受けております。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、7名の出席でございます。坂本委員より欠席の連絡がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号5番の荒井龍介委員と議席番号9番の小宮山忠市委員の2名をお願いします。
市村初仁議長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	それでは、お手元の次第1ページの令和3年1月30日から令和3年2月25日までの行事等について、報告いたします。 2月2日(火)に農業者年金PR活動として信越放送ラジオ・FM長野へ農政部

	<p>長が出演されました。</p> <p>2月3日(水) 長野県農業委員女性協議会研修会は中止となりました。</p> <p>2月10日(水)に町野菜価格安定対策事業運営協議会が開催され、会長他の役員が出席されました。</p> <p>2月16日(火)農業委員会2月役員会が開催され、会長他の役員が出席されました。</p> <p>続いて2ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、2件ございまして、農地法第__条で、__地区の、__さん、について、__年__月__日付長野県指令__第__号の__、__で許可となっております。もう一件も同様に第__条となりますが、__地区の、__について、__年__月__日付長野県指令__第__号の__、__で許可となっております。</p> <p>②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>次に5ページ(6)相続税、贈与税の納税猶予継続届出に伴う「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付結果については、2件ございまして、それぞれ、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認し、証明書を交付いたしました。事業報告は以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。それでは、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p> <p>議案第1号番号1について説明をいたします。</p> <p>次第6ページ、補足資料1ページから13ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>申請人は、____、_____に__のある、_____です。</p> <p>申請の所在地は、____、____、_____で、地目は、__で、面積は_____で農地転用に係る面積は_____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料2ページに位置図がございまして、_____の_____にございます_____より_____ほど__した箇所位置しております。</p> <p>転用の目的ですが、_____の_____は_____にございまして、_____が_____している関係もございまして、_____をしたいというもので</p>

	<p>ございます。なお_____は_____するとのことでございます。</p> <p>町の用途地域区分は_____で、農地法による農地区分は、_____になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、全体で、_____円となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____で_____の_____が提出されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和3年7月末までが工事期間となっております。</p> <p>次に施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用見込みについては、該当しません。</p> <p>次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、該当しません。</p> <p>以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号1番の土屋史彦委員が議案第1号番号1について説明します。_____に_____及び遠山推進委員と立会を実施しました。_____が_____為、_____こととなりましたが、_____なる為、当該土地に_____し、_____するものでございます。</p> <p>周囲の状況でございますが、_____がいて_____が、_____は_____です。_____が_____より_____していることもあり、あまり_____はございません。</p> <p>_____ですが_____、問題ないと判断いたしました。</p> <p>_____は引き続き、_____において_____などを_____でございますので、申請は問題ございませんので皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>遠山冬樹推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>

委員	特にございません。
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>それでは次に議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。なお、5条申請は2件ございます。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p> <p>次第7ページ、補足資料14ページから39ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>譲渡人は、_____おまして、_____、_____に住所のある_____さん、_____、_____、_____に_____、_____でございます。譲受人は_____、_____、_____、_____でございます。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____で、面積の合計は、_____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料16ページに位置図がございますが、_____より_____に_____、_____に_____している_____でございます。</p> <p>転用の目的ですが、譲受人である_____は_____で_____を_____している_____であり、_____にも_____において_____の_____がございます。_____も_____も_____でもありますが、_____でも_____から、_____も_____として_____し、_____も_____を_____したいとの_____がありましたので、_____、転用許可申請を行うこととなりました。</p> <p>町の用途地域区分は、第1種住居地域で、農地法による農地区分は、第3種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>農地法第5条第2項第3号の 資力・信用については、土地代金が、_____円、造成費が_____円、合計が_____円、となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されております利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておられません。</p>

	<p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から_____までが、工事期間で、概ね1年以内となっており、問題ないと思われます。</p> <p>次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はないので、該当しません。</p> <p>次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。</p> <p>以上により議案第2号番号1については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>1番の土屋史彦が説明を行います。 _____に _____の _____する _____、 _____と立会を実施しました。申請者の _____は _____を _____し、 _____である _____も _____には _____しておらず、 _____が _____になっていたことから _____を _____していました。北側と西側は _____となっておりまして、北から南への _____でございます。南側と西側は _____でございます。特に南側は _____に _____しております。 _____、 _____が _____から _____までとの _____を受けまして、 _____と _____、 _____の _____にも _____していただくことを _____しました。私も _____、 _____もあり、 _____おりましたが、 _____、 _____の _____により _____をいたしました。 _____となりますが、 _____の _____であります _____が _____することで、 _____することとなりました。被害防除措置もされますので問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。補足説明で遠山推進委員は何かございますでしょうか。</p>

<p>委員</p>	<p>特にございません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に同様に5条申請となりますが、議案第2号番号2を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>議案第2号番号2について説明をいたします。</p> <p>次第7ページ、補足資料40ページから46ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。</p> <p>貸付人は、_____、_____に_____、_____でございます。</p> <p>借受人は_____、_____で、_____となります。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____、_____、_____、_____の_____となりまして地目は、_____で、面積は、それぞれ_____、_____、合計で_____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料41ページに位置図がございますが、_____から_____になります。転用の目的ですが、借受人である_____は_____の_____である貸付人の_____と_____、_____しておりますが、_____の_____が_____する_____を_____が_____する_____に_____したいというものでございます。</p> <p>権利設定の内容は、_____による、_____となります。</p> <p>町の用途地域区分は、第_____種住居地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>農地法第5条第2項第3号の資力・信用については、_____が_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が、提出されております。</p>

	<p>利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から_____までが、工事期間で、概ね1年以内となっており、問題ないと思われます。</p> <p>次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はございません。</p> <p>次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。</p> <p>以上により議案第2号番号2については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号2番の依田美和子が議案第2号番号2について説明します。</p> <p>_____に_____、井出推進委員と立会を実施いたしました。場所等はさきほどの事務局説明の通りでございます。周囲は_____があり、道路も狭い為、静かな状況です。申請地の北側に_____がありますが、この度の申請により_____については_____とのこととでございます。周囲には_____もないことから、井出推進委員とも協議し、特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>井出推進委員は補足説明ありますか。</p>
委員	<p>特にございません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。全員賛成全員ですので議案第2号番号2を原案どおり可決いたしました。 よって、議案第2号番号2は、許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、議案第3号番号1「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	次第8頁から9項、補足資料は、47頁から48項をお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。3月の公告分でございますが、中間管理が2件、4筆、面積が12,488㎡、内訳は、畑、12,488㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。それでは、議案第3号番号1、軽井沢町農用地利用集積計画の3月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。 よって、議案第3号番号1軽井沢町農用地利用集積計画3月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。 次に6、のその他事項に進みます。(1)、のJA関係について、土屋代理よりご報告を願います。
土屋代理	それではJA関係を説明します。それではJA関係を説明します。まず推進委員の中里晃氏が長野県キャベツ品質向上共進会において農林水産大臣賞を受賞されました。軽井沢ブランドとしての技術向上に取り組み、機械導入による省力、効率化などが高い評価を得ましたので皆様にご報告いたします。事業報告でも説



	<p>明がありましたが、2月10日に野菜価格安定対策事業運営協議会が開催され、行政より負担をいただきましてありがとうございました。それから今後の予定ですけれども、3月5日金曜日午後1時30分からJA 軽井沢支所にて予冷運営委員会の開催、3月12日金曜日午後1時30分より野菜部会の総会が行われる予定です。近日中に通知は発送されます。農家の中には既にマルチを貼っていたり、最近の暖かさで苗の生育も順調のようで例年より定植は早まりそうだとということでありました。私のほうからは以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。JA 関係で何かご質問などはありますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に進みます。(2)については戸谷補佐が欠席でございますので、(3)に進みます。町関係で本日は地域整備課と教育委員会より皆様にそれぞれご説明がありますので、まず地域整備課道路河川係よりお願いいたします。</p>
地域整備課道路 河川係 小出補佐	<p>「農業施設（農道、用水）に関して資料に基づき説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、何かお聞きしたいようなことはありますでしょうか。はい、小林朝夫委員</p>
委 員	<p>11番、小林が質問いたします。以前に耕作放棄地から水路に雑草が伸びている農地があり、その処理を町に相談したところ、受益者で行ってもらいたいと返答があったが、受益者が町外にいたりして管理が行えなくても、町は全く何もやらないということによろしいか。</p>
地域整備課道路 河川係 小出補佐	<p>基本的には受益者でお願いしたいが、どうしても受益者で管理ができない場合については町で対応が可能か検討させていただく。ただし費用等の問題もあるので、6月くらいまでにご相談いただきたい。</p>
市村初仁議長	<p>他にありますでしょうか。ないようであれば次に教育委員会学校教育係よりご説明をお願いいたします。</p>
教育委員会こども教育課学校教育係 土屋	<p>「軽井沢町学校給食応援隊意見交換会開催について資料に基づき説明」</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、何かお聞きしたいようなことはありますでしょうか。はい、儘田委員。</p>
委員	<p>推進委員の儘田ですけれども、委員の役割として、小中学校へ地元の野菜を供給する為、協力いただける生産者にこの通知を渡してもらいたいということですが、小規模に生産している方も対象で良いのか、それと、品目も併せて教えてください。</p>
教育委員会 こども教育課 学校教育係 土屋	<p>生産の規模は問いませんので、小規模に農産物を生産している方でも、当事業にご協力をいただけるような方がいましたら、通知の配布をお願いいたします。品目については、キャベツ、白菜、大根、きゅうり、チンゲンサイ、ホウレン草、こまつ菜、人参、玉ねぎ、長ねぎ、レタス、じゃがいもが主なものです。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。この件については、価格の問題もありますが、詳細については、3月17日開催の意見交換会において説明いたしますので、皆様にはご多忙のところすみませんが、地区の農業者の方へこの開催通知を配布していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>他にありますでしょうか。ないようであれば次に進みます。</p> <p>(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第10ページをお願いします。</p> <p>(4)事務局関係について</p> <p>ア、農業者との意見交換会についてでございますが、今回は新規就農者との意見交換会を書面会議にて実施いたしました。新規就農者、委員の皆様からのご意見を別紙によりまとめましたのでご覧ください。別紙については農業会議へ当町分として報告をいたします。</p> <p>新規就農者は委員の皆様からのご助言等を求めている部分もございますので、今後、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、農業委員会と新規就農者との懇談の機会などを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>イ、の農地パトロール結果による非農地判断案について、配布の資料のとおりですので、3月の総会で決定したいと思いますので、ご確認をいただきまして、何か意見がございましたら、事務局まで連絡をお願いいたします。</p> <p>ウ、の農地利用意向調査につきましては、農地パトロールにより新規で発生した遊休農地箇所への解消に向けた調査となります。別紙の該当箇所をご確認の上、基本的には担当地区の委員が、土地所有者と協議していただき、今後の土地利用について意向をご確認いただくものです。この場での調査手順説明は省略し、後ほど担当委員へ直接、個別のご説明をいたしますことをご了承ください。</p> <p>エ、 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○農業委員会3月役員会</p>

	<p>令和3年3月16日(火)13時30分から 役場2階 第9会議室</p> <p>○軽井沢町農業者年金推進協議会理事会</p> <p>令和3年3月26日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第9回総会</p> <p>令和3年3月26日(金)15時から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○農業委員会4月役員会</p> <p>令和3年4月16日(金)13時30分から 役場2階 第9会議室</p> <p>○第24期軽井沢町農業委員会第10回総会</p> <p>令和3年4月28日(水)13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>○軽井沢町農業者年金推進協議会総会</p> <p>令和3年4月28日(水)16時30分から 会場未定 親睦会未定</p> <p>オ、 配布資料について</p> <p>○農業者年金加入推進記録簿につきましては、まだ提出されていない方は期限までにご提出をお願いいたします。</p> <p>○全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年1月1日現在）</p> <p>引き続き委員の皆様には各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いいたします。</p> <p>○次に、農業者年金加入推進ニュースです。「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」において当町として目標を達成することができました。委員の皆様のご活動に感謝申し上げますとともに、引き続き、加入推進活動をよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。</p> <p>○農活 in 信州ですが、先ほどの新規就農者に関連し、新規就農者を受け入れるに当たりましては、県で発行している手引書がございまして、その手順により就農相談、実習などを行っております。24期の委員活動の中でも必要となる場面もありますので、皆様に配布させていただきます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委員	なし
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第8回総会を閉会といたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 15時30分</p>